

**福岡県市販薬適正使用啓発資材制作業務
審査項目表**

審査項目は提案項目とし、審査基準は次のとおりとする。

提案項目		審査基準	配点
大項目	小項目		
1 業務体制			
	業務体制・スケジュール	業務遂行可能な組織（経営、体制）であり、発注者からの質問、指示等に対し、迅速かつ的確な対応が可能か。また、受託から履行完了までのスケジュールが具体的に記載され、かつ業務遂行可能か。	10 点
2 実績			
	経験・知識	啓発等のパンフレット作成業務の経験、知識は豊富か。	10 点
3 企画・制作等			
	【小学生向け】 パンフレット 内容	学校での授業や薬物乱用防止教室での使用を想定した構成となっているか。	5 点
		小学校高学年が理解できる平易な言葉が使用されているか。	5 点
		市販薬の基本的知識及び不適切な使用の危険性を学べる内容となっているか。	10 点
		漫画（またはそれに代わるコンテンツ）は親しみやすい内容となっているか。	5 点
		市販薬の使用に対し、極度に不安をあおる表現がなされていないか。また、市販薬の不適切な使用を助長する表現がなされていないか。	5 点
		仕様書及び制作条件に記載した内容のほか、啓発効果を高めるために提案者が行った創意工夫やアピール事項はあるか。	10 点
	【中高生向け】 パンフレット 内容	学校での授業や薬物乱用防止教室での使用を想定した構成となっているか。	5 点
		市販薬の基本的知識及び不適切な使用の危険性を学べる内容となっているか。	10 点
		身近な飲食物に含まれるカフェインの過剰摂取について注意を促す内容が含まれているか。	5 点
		生き辛さを抱えた生徒に寄り添った表現・内容となっているか。	5 点
		漫画（またはそれに代わるコンテンツ）は親しみやすい内容となっているか。	5 点
		仕様書及び制作条件に記載した内容のほか、啓発効果を高めるために提案者が行った創意工夫やアピール事項はあるか。	10 点
合計			100 点